

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知） 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成22年 3月26日 制定 平成29年 4月26日 最終改正</p> <p>第1～第15 (略)</p> <p>附則（平成28年10月7日付け国官会第1771号） （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。</p> <p>附則（平成29年3月31日付け国官会第4354号） （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）3（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1－（1）表1－（1）－2、附属第Ⅲ編</p>	<p style="text-align: center;">社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成22年 3月26日 制定 平成29年 3月31日 最終改正</p> <p>第1～第15 (略)</p> <p>附則（平成28年10月7日付け国官会第1771号） （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。</p> <p>附則（平成29年3月31日付け国官会第4354号） （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）3（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1－（1）表1－（1）－2、附属第Ⅲ編</p>

改正案		現行																									
<p>第1章口第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。</u></p>		<p>第1章口第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。</p>																									
<p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>イ-15 地域住宅計画に基づく事業</p> <p>イ-15-(1) 地域住宅計画に基づく事業</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 地域住宅計画 (略)</p> <p>表イ-15-(1)-1 (地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業)</p>		<p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件</p> <p>イ-15 地域住宅計画に基づく事業</p> <p>イ-15-(1) 地域住宅計画に基づく事業</p> <p>1. ~3. (略)</p> <p>4. 地域住宅計画 (略)</p> <p>表イ-15-(1)-1 (地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業)</p>																									
<table border="1"> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 公営住宅整備事業</td> <td>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ</td> </tr> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	(略)	(略)	2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ	<table border="1"> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 公営住宅整備事業</td> <td>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ</td> </tr> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	(略)	(略)	2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ	<table border="1"> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 公営住宅整備事業</td> <td>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ</td> </tr> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	(略)	(略)	2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ	<table border="1"> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 公営住宅整備事業</td> <td>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ</td> </tr> </table>	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	(略)	(略)	2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲																										
(略)	(略)																										
2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ																										
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲																										
(略)	(略)																										
2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ																										
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲																										
(略)	(略)																										
2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ																										
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲																										
(略)	(略)																										
2. 公営住宅整備事業	以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それ																										

改正案		現行	
	<p>ぞれ当該要綱に定められた額とする。</p> <p>1「公営住宅等整備事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第37号)</p> <p>2「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」(平成19年3月28日付け国住備第161号)</p> <p>3「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第38-3号)</p> <p>4「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱」(平成29年4月26日付け国住備第14号)</p>		<p>ぞれ当該要綱に定められた額とする。</p> <p>1「公営住宅等整備事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第37号)</p> <p>2「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」(平成19年3月28日付け国住備第161号)</p> <p>3「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」(平成17年8月1日付け国住備第38-3号)</p> <p>(新設)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)